

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 27 年 5 月 26 日現在

機関番号：11101

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2014

課題番号：24730694

研究課題名(和文) 明治期小学校の試験をめぐる言説にみる能力観・教育観に関する研究

研究課題名(英文) A Study of the View of Education and Children's Ability in the Discourses about Examinations in Elementary Schools of Meiji Era(1872-1900)

研究代表者

石岡 学 (ISHIOKA, MANABU)

弘前大学・人文学部・研究員

研究者番号：00624529

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、明治期の小学校の試験に関する言説を分析対象として、そこにいかなる能力観・教育観が反映されていたのかを解明した。本研究によって明らかになった知見は次の通りである。

試験での好結果に対する「褒賞」は、児童らの奨励以上に、教育環境の整備・質向上を狙いとして行われていた。当時指摘されていた試験の「弊害」とは、日常の授業における教育方法や、試験自体の方法論に関するものが主であった。

以上のように、この時期の試験言説においては、児童の能力差は前提とされず、学校教育の成否は教師の力量に大きく依存するものとして捉えられていた。

研究成果の概要(英文)： This study focused on the discourses about examinations in elementary schools of early Meiji Era (1872-1900) and clarified the view of education and children's ability through an analysis of the discourses.

The main results are as follows: 1) Prizes for the good performances in examinations intended to encourage not only children but also teachers and other educators, aiming at improvement in environment and quality of education. 2) In this period, many statements on abuses in examinations pointed out that those abuses arose from wrong methods of education and examinations.

Thus, the discourses on examinations in early Meiji Era did not presuppose differences in ability of children. The success or failure in school education was regarded as an issue that highly depends on the capability of teachers.

研究分野：教育社会学、歴史社会学

キーワード：試験 能力観 教育観 明治期 教育社会学 歴史社会学

## 1. 研究開始当初の背景

### (1) 社会的背景

近代日本を通じて幾度となく繰り返されてきた「試験制度改革」が示すように、学校が行う試験のあり方は、常に社会的な議論の対象であり続けてきた。第一の論点は、学校がもつ「選抜」と「育成」という2つの機能の関係性である。「過度の競争によって正常な教育が阻害される」といった物言いに象徴されるように、「選抜」の手段たる試験は、往々にしてあるべき「育成」のあり方を歪める元凶と見なされてきた。しかし、近代社会が人々の社会的地位配分に於いて能力主義・業績主義をその原理とする以上、学校から「選抜」の要素を一切除去することは難しい。それゆえ、第二の論点として、いかなる試験が適切かという問題、すなわち選抜の基準および方法の正当性という問題が議論されてきた。1920年代の中学校入試におけるメンタルテストの導入や、戦後における推薦入試・AO入試の普及拡大は、こうした事情を反映したものであるといえる。

### (2) 先行研究の問題点

上述した試験をめぐる議論の存在にも関わらず、学校の試験に対する社会的な眼差しと語り(以下、「試験言説」)に注目した研究は意外なほど少ない。加えて、「試験言説」を扱った先行研究は、以下に述べるように多くの限界を抱えている。

研究中に引用された史料の代表性についての考慮が不十分なため、当時の試験をめぐる言説空間の全体像が明確にされていないという点。学校の試験に関する歴史的研究の多くは、制度や実態に焦点を当ててきた。そのため、これらの研究において「試験言説」は、いくつかの議論が断片的に紹介されるにとどまっている(ex.天野郁夫『試験の社会史』1983年)。

先行研究で取り上げられる「試験言説」が、圧倒的に「試験に対する批判」に偏している点。従来の試験に関する歴史的研究の多くは、「試験地獄の起源」への関心からなされてきた。そのため、ここでは批判的言説が中心的に取り上げられてきた(ex.齋藤俊彦『試験と競争の学校史』1995年)。しかし、試験に対する肯定的言説(試験の有用性、試験に対する期待など)も視野に入れなければ、「試験言説」を総体的に解明したことにはならない。

先行研究において、基準をクリアした者全員を及第とする試験(資格試験)と、受験者の母集団における相対的順位を決定する試験(選抜試験)とが、混同されて論じられている点。性質の異なるこれらの試験を混同して論じてきた先行研究は(ex.前掲『試験と競争の学校史』)、「試験言説」が形作る言説空間の全体を正しく把握して

きたとは言えない。

## 2. 研究の目的

以上をふまえ、申請者は、「近代日本において、試験はどのように語られてきたのか」という問いを設定する。上述のように、「試験言説」には、当該社会における能力観・教育観をめぐる問題が集約されている。「試験言説」に照準しこれらの問題を明らかにすることは、試験を恃みとしてきた従来の社会的選抜や能力主義のあり方、ひいては学校と社会との関係を問い直す上で、解かれなければならない問題であるといえる。

その一環として位置づく本研究の目的は、明治期小学校の試験に関する言説の分析を通じ、そこに投影された人々の能力観・教育観を明らかにすることである。明治期小学校における試験に照準する理由は次の通りである。

(1)「試験言説」自体を対象とした歴史的研究が存在しないことから、近代日本の学校において最初に導入された試験、すなわち明治期小学校における試験にまずは着目する必要がある。

(2)明治期小学校の試験は、在学学生全員を対象としていた。したがって、上級学校の入学試験とは異なり、関係する者の人数も社会的注目度も極めて大きかった。

(3)明治期小学校の試験には、「資格試験」と「選抜試験」の両タイプが存在していた。それゆえ、言説におけるこれらの区別あるいは混同を明らかにする上で、恰好の研究対象である。

## 3. 研究の方法

本研究では、対象とする時期を学制～教育令期(1872～1885年、明治5～18年)と第1次・第2次小学校令期(1886～1900年、明治19～33年)に区分して設定し、前者については主に『文部省年報』・『文部省雑誌』・『文部省日誌』を、後者については主に『大日本教育会雑誌(1897年より『教育公報』と改題)』『教育時論』『教育報知』などの教育雑誌を分析対象として、研究を行う。また、これらの資料以外に、当時出版された教育書や地方教育会刊行の雑誌記事を補助資料として用いる。

対象とする時期・資料を以上のように定めた理由は、次の通りである。1880年代前半までは教育ジャーナリズムが未成熟の時期であり、この時期を通じて継続的にフォローできる資料としては文部省関連のものが最適であると考えられる。教育雑誌が安定して継続的に刊行されるようになるのは1880年代半ば以降であるが、これは法令の時期区分として1886(明治19)年の「小学校令」公布とほぼ一致する。また、1900(明治33年)

には、小学校令改正（第3次小学校令）にもなう小学校令施行規則改正によって、小学校での進級・卒業認定における試験が廃止された。以上の諸点をふまえ、学期から第3次小学校令まで（1872～1900年まで）を対象範囲とし、1880年代半ばを境としてその前後で時期区分を設定することが妥当と考え、対象時期・資料を以上のように定めた。

これらの資史料から抽出した小学校の試験に関する言説を、言説分析の手法によって分析していく。具体的な研究方法と遂行のプロセスについては、以下の通りである。

#### （1）先行研究の調査・検討

明治期小学校の試験に関する先行研究および試験に関する理論・モデルに関する先行研究の調査・検討を行う。前者については、主に制度や実態を明らかにした先行研究の知見を整理し、本研究で研究対象とする「試験言説」がいかなる文脈で発せられたものであるかを明らかにするうえで不可欠な、基礎的知識をおさえる。後者については、本研究が分析概念として重視する「資格試験と選抜試験との差異」について、従来の理論枠組みの検討を行う。

#### （2）資料の収集・分析

本研究の直接の分析対象となる言説資料の収集のため、1872～85年までの『文部省年報』（特に「督学局年報」「府県年報」「学事巡視功程」）・『文部省雑誌』・『文部省日誌』における、試験に関する記述を調査・収集する。さらに、『大日本教育会雑誌（『教育公報』）』『教育時論』『教育報知』等の教育雑誌における試験関連記事を調査・収集する。これらに加えて、同時期に刊行された教育関連書（金子尚政『小学試験法』1874年、『那然小学教育論』1877年など）や地方教育会刊行の雑誌記事（『函館教育協会雑誌』『千葉教育会雑誌』など）を調査・収集する。これらの作業により得られた資史料の分析にあたっては、研究目的に照らし、以下に示すような分析視角を採用する。

言及されているのは「資格試験」か「選抜試験」か。

試験の利点として語られていることは何か、欠点として語られていることは何か。言説において前提とされていることは何か（言説発信者の価値観、社会認識等）

どのような状況について、どのような評価がなされているのか

これらの点を明らかにした上で、それぞれの言説のロジック、構造、各主張間の関係性を解明する。この作業により試験への期待と批判のありようを総体的に把握することによって、「試験言説」にいかなる能力観・教育観が投影されていたのかを明らかにする。

## 4．研究成果

本章では、以下、既発表の内容である学期～教育令期を対象とした分析により得られた知見について記述する。

### （1）試験結果に対する「褒賞」の意味

先行研究で明らかにされているように、明治前期の小学校の試験は、学事奨励・教育振興策としての意味合いを強く有していた。その点に関し注目すべきこととして、試験での好結果に対する「褒賞」が広く行われていたことが挙げられる。現代的観点からは「いたずらに競争を煽るもの」と見なされがちなこの褒賞であるが、それがどのような意図のもとに行われ、どのような奨励効果を期待されていたのかについては、十分に明らかにされてきたとは言えない。本研究では、学期～教育令期（1873～1885年）の『文部省年報』『文部省雑誌』『文部省日誌』における記述から、この問題について分析を試みた。結論からいえば、学期～教育令期における褒賞は、近代的な人材選抜の意味合いのもとに行われたものではなかったといえる。その理由については、以下の通りである。

選抜試験として位置づけられる「比較試験」（複数の学校間で行われる学力コンクール。「集合試験」など、地域によって呼称は異なる）だけでなく、資格試験として位置づけられる進級試験や卒業試験においても褒賞の必要性・有効性が指摘されていた（ex.『大日本帝国文部省年報 第11』1883年、栃木県の項。以下、“『第11年報』1883年・栃木県”のように略す）。

褒賞は児童だけでなく、むしろそれ以上に保護者や教員・学務吏員さらには学校自体を対象とするものであった（ex.『第12年報』富山県）。同時期に、優秀な教員の養成や教育器具、それらを賄うための学資金充実に求める言及が頻繁にみられる（ex.『第4年報』1876年・茨城県）ことと考えると、褒賞による「学事奨励」とは、児童の学力向上というよりも、その前提となる教育環境の整備という意味をより強く有していたと考えられる。

先行研究がすでに指摘しているように、学事奨励を目的とした褒賞の制度は江戸期の藩校・寺子屋・私塾において広く行われていたが、これらは人材選抜・登用を直接の目的としたものではなかった（ドーア1970、橋本1993）。明治初期の小学校における試験の形式が江戸期の試業・浚（さらい）と多くの点で共通していたこと（山本・今野1987、橋本2002）から考えて、明治初期の小学校における褒賞においても人材選抜の意味合いは弱かったと考えられる。

先行研究によって、埼玉県での進級試験や比較試験において多い時には過半数の受

験者が褒賞の対象となったこと、岩手県での比較試験でも受験者の約4割が褒賞の対象となっていたことが明らかにされている(小沢1969、鈴木1982、長江1986)。したがって、褒章制度は必ずしも排他的なゼロサム競争ではなかったといえる。

以上の諸点より、学制期～教育令期における褒賞は江戸期と連続的な学事奨励策の意味合いを強くもち、近代的な人材選抜を意図して行われたものではなかったといえる。また、そこでの学事奨励とは主に教育環境の質向上を意味するものであり、児童らの学力向上はそれを通して間接的に企図されていたといえることができる。戦後日本の「受験戦争」からのアナロジーで、当時の褒賞を「点取り競争を惹起した」などと評価することには慎重であるべきと考えられる。

### (2)「試験の弊害」の具体的内容

近代学校制度開始直後より、「試験の弊害」はたびたび指摘されていた。先行研究では、これらの事実をもって「試験の弊害は昔から変わらない」などと評価してきた。しかし、このような見方は短絡的に過ぎるのではないだろうか。一定量の資料の分析を通じて、弊害の具体的内容を詳らかにする必要があると考えられる。以上をふまえ、本研究では前節と同じ期間・資料を対象として設定し、「試験の弊害」の内実を明らかにした。得られた知見は以下の通りである。

小学校における授業の目的が試験に及第することのみに矮小化されているという指摘(ex.『第4年報』1876年・静岡県)や、児童の勉強が暗記中心になっていることに対する批判(ex.『第11年報』1883年・山梨県)が見られた。これらは戦後日本においてもしばしばいわれてきた批判と通底するものがあるが、批判の矛先が主として教師の教育方法に向けられているという点に特徴があった。すなわち、教師の質が向上すればこれらの問題は解消されるとの認識が前提されていたことを意味する。このことは、前節で述べた知見とも一致する。当時の状況においては、「学歴社会が元凶」という言説資源を成立させ得るような社会状況がそもそも存在しなかったことを如実に示しているといえよう。上記の批判以上に目立つのは、試験の方法に対する弊害の指摘であった。これらは、「寛嚴の差」(同じ解答に対する評価のずれ)に関する指摘と、「速成の弊」(試験を簡略化し形式上及第者を増やすこと)に関する指摘の2パターンに大別される。このように試験の方法論に関する議論に終始する傾向が強かったことをもって、「試験が素朴に信頼されていた」との解釈も可能なように思われる。だが、試験は決して万能と考えられていたわけではなかった。た

とえば、普段優秀な者が試験で低い点となった場合に情状酌量すべきであるという意見や(ex.『第3年報』1875年・宮崎県)、平素の学業品行を加味すべきであるという意見(ex.『第10年報』1882年・山形県)、試験の際に子どもの緊張を抑えるため試験官が穏和に対応することを求める意見(ex.『第5年報』1877年・高知県)などが見られた。これらのことから、試験の方法論に関して最重要と考えられていたのは「児童の実力・ポテンシャルを十全に発揮させること」であったことがわかる。それは、逆にいえば、試験という装置のみに依拠する能力判断の脆弱性がある程度自覚されていたことを示すものだといえよう(試験自体、子どもの学力に優劣をつけることよりも、教員の優劣・勤惰判定の目的が強かったことを示す資料も見られた)。

### (3)まとめ

本研究で得られた知見は、以下のとおりである。

まず、「褒賞」は必ずしも集団内の相対的地位をめぐる争いではなかった。少数の優秀な者を選抜するというよりも、生徒集団全体に対する「激励」の意味合いが強いものであった。したがって、上級学校進学をめぐる「受験競争」とはおよそ性質が異なるものであったといえる。

次に、当時指摘されていた「試験の弊害」とは、日常の授業における教育方法や、試験そのものの方法論に関するものが主であった。こうした「弊害」の認識の背景には、試験に対する二重の目的・期待(「一定学力の担保」と「学事奨励」)の存在を指摘することができる。

以上のような本研究の分析を通じて浮かび上がってきたのは、明治初期の試験言説においては、良くも悪くも「児童中心主義」の発想が存在していなかったということである。試験は、児童との関係ではなく、教師(およびその教育方法)との関係において専ら論じられていた。この点は、昭和戦後の「受験戦争批判」とは全く様相を異にしていたといえる。いわば、児童の能力差を前提とせず、学校教育の成否は教師の力量に大きく依存するものとして捉えられていたのである。

しかし、その一方で、教育や勉強が外発的な動機づけによって「奨励」されていたという点には、戦後社会との共通性を見て取ることができる。とはいえ、江戸期の学事奨励との連続性をふまえて考えると、「外発的な動機づけ＝社会的上昇欲求」という等式は必ずしも当てはまらないといえてよいだろう。

### 参考文献

- ・R.P.ドーア 1970『江戸時代の教育』岩波書店(松居弘道訳)
- ・小沢正弘 1969「埼玉県における学制期の

臨時大試験について』『埼玉研究』18、pp.1-15  
・鈴木秀幸 1982「近世 - 近代における試験の変遷」『埼玉地方史』13、pp.19-32  
・長江好道 1986「明治初期岩手県における学事奨励と「集合試験」の実態」荒井武編『近代学校成立過程の研究』御茶ノ水書房、pp.227-298  
・橋本昭彦 1993『江戸幕府試験制度史の研究』風間書房  
・橋本昭彦 2002『明治初期における小学試験制度の実施形態』科学研究費補助金研究成果報告書（課題番号 09610304）  
・山本信良・今野敏彦 1987『近代教育の天皇制イデオロギー（新装版）』新泉社

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計3件）

石岡学、「秋入学」構想に対する「態度保留」が意味するもの、人文社会論叢・社会科学篇、査読無、28巻、2012年、pp.103-121

<http://repository.ul.hirosaki-u.ac.jp/dspace/handle/10129/4663>

石岡学、佐々木享氏の書評へのリプライ、日本教育史研究、査読無、31巻、2012年、pp.139-143

石岡学、1920年代日本の中等学校入試改革論議における「抽籤」論にみる選抜の公正性、教育社会学研究、査読有、94巻、2014年、pp.173-193

<http://ci.nii.ac.jp/naid/40020080511>

〔学会発表〕（計3件）

石岡学、1920年代日本の中等学校入試改革言説における「抽籤」の正当性、日本教育社会学会第65回大会、2013年9月21日、埼玉大学（埼玉県さいたま市）

石岡学、1920年代の中等学校入試改革論議にみる能力主義の脆弱性、シンポジウム「戦前・戦時（1925-1945年）の教育や子ども・青年の生活（Childhood, Education and Youth in Imperial Japan, 1925-1945）」、2014年1月11日、京都大学（京都府京都市左京区）

石岡学、明治期小学校の「試験」に関する言説をどう読み解くか、第5回教育の歴史社会学コロキウム、2015年2月28日、電気通信大学（東京都調布市）

#### (1) 研究代表者

石岡 学 (ISHIOKA MANABU)  
弘前大学・人文学部・研究員  
研究者番号：00624529

#### 6. 研究組織